

令和8年度五所川原市社会福祉法人指導監査実施計画

1 指導監査の方針

指導監査は、五所川原市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導及び助言を行うものである。

2 指導監査の指導事項

指導監査は、法人本部の運営管理及び経理事務等を要綱に基づいて行い、次の事項について重点的に実施する。

(1) 法人本部の運営適正化の推進

① 定款等の整備及び適正運営

ア 定款は法令等に基づき、必要事項が記載され適正に運営されているか。また、変更が所定の手続を経て行われているか。

イ 報酬規程等諸規程が整備され、規程に基づき適正に運営されているか。また、必要に応じて所要の改正がされているか。

② 理事会、評議委員会の適正運営

ア 理事会、評議員会の開催が定款の規定に基づき適正に招集されているか。また、議事録が適正に作成されているか。

イ 評議員、理事及び監事の選任又は解任が適正に行われているか。

ウ 理事長の選定は適正に行われているか。

エ 理事長は、定款で定めるところにより、自己の職務執行状況を理事会に報告しているか。

③ 監事監査の実施状況

ア 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成しているか。また、計算書類、事業報告及び附属明細書等について適正に監査を行い、監査報告を作成しているか。

④ 情報の適正な公表

ア 定款、財務状況等法令等に定められた情報公開、公表は適正に行われているか。

(2) 経理事務の適正化推進

① 経理事務の適正な執行

ア 経理規程が定款に定める手続により制定されているか、法令又は通知に反するものでないか。また、経理規程に従って会計処理等の事務処理が適正に行われているか。

- イ 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。また、計算書類に整合性がとれているか。
- ② 内部牽制体制の確立
 - ア 会計責任者と出納職員が別々に任命されるなど、内部牽制体制が確立されているか。また、任命は適正な手続により行われているか。
- ③ 適正な附属明細書等
 - ア 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。また、注記すべき事項が記載されているか。
 - イ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。また、附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。
- ④ 契約事務の適正な執行
 - ア 物品の購入、工事の契約等、契約手続きが経理規程に基づき適正に行われているか。

3 指導監査の実施

(1) 対象法人及び実施時期等

別表1のとおり

(2) 指導監査実施通知

法人の代表者に対し、原則として指導監査実施日の一月前までに文書（様式1）により通知する。

(3) 資料の事前提出

指導監査に必要な範囲において、法人と十分な協議のうえで、法人の負担にならないよう配慮し、確認等に必要な書類等の提出を求めるものとする。

(4) 指導監査職員

指導監査は、福祉政策課の職員2名以上で行う。

ただし、必要に応じて当該法人を所管する課の担当職員を加えることができる。

(5) 講評等の実施

指導監査の開始に当たって、立会者の法人関係者に対して、指導監査への理解と協力が得られるようにあらかじめ指導監査の趣旨等について説明を行う。

また、指導監査終了後、法人の関係者に対して講評を行うが、指導監査の結果、認められた問題点については、その内容及びその是正改善方策等について十分説明し理解を求め、後日文書をもって通知する旨を伝え、併せて関係者からの意見、要望等を聴取する。

4 指導監査結果の処理

(1) 指導監査の復命

指導監査を実施した職員は、指導監査実施後、二週間以内に指摘事項及び問題点等の概要を復命（不祥事等については速やかに報告）するとともに、一月以内に法人の代表者に対し、文書（様式2）により指導監査結果を通知する。

(2) 指導監査結果に対する改善報告

社会福祉法人指導監査指摘事項是正改善報告書（様式3）の提出期限は、通知文書の施行日から一月以内（特に指定した事項については二月以内）とし、福祉政策課で呈覧のうえ保管する。

(3) 指導監査結果の取りまとめ

指導監査結果を集約し、今後の指導及び指導監査に資するものとする。

5 その他

法令違反等運営に特に大きな問題が認められた場合は、上記にかかわらず、福祉政策課長の判断により随時指導監査を実施する。

(1) 特定の個人等の独断による運営が行われている場合

(2) 役員及び評議員の選任等の重要事項が未審議となっている場合

(3) 法人事業と無関係な担保提供、理由のない高額な随意契約、資金の不正な外部流出等会計処理上の大きな問題が発生している場合

(4) 改善報告書等において、虚偽又は著しい不正が認められた法人

(様式1)

第 号
年 月 日

様

五所川原市長
(公 印 省 略)

令和8年度社会福祉法人に係る指導監査の実施について（通知）

このことについて、貴法人の指導監査を下記のとおり実施しますので、貴職及び関係職員等の出席方についてよろしくお願いいたします。

記

- 1 日時・場所
- 2 指導監査事項
- 3 指導監査職員
- 4 指導監査根拠
- 5 そ の 他

担 当 五所川原市福祉政策課 係
電 話 0173-35-2111（内線 ）
メー ル @city.goshogawara.lg.jp

(様式2)

第 号
年 月 日

様

五所川原市長
(公 印 省 略)

令和8年度社会福祉法人に係る指導監査の結果について (通知)

(指摘事項がある場合)

先般、貴法人の指導監査を実施したところ、別紙「指導監査結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

については、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について令和 年 月 日 () までに、別紙「令和8年度社会福祉法人指導監査指摘事項是正改善報告書」(様式3)により報告してください。

なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合には、その写しを添付してください。

また、今回の指導監査の結果については、貴職から関係職員に速やかに周知するとともに、次回理事会に報告してください。

(指摘事項がない場合)

先般、貴法人の指導監査を実施したところ、改善を要する事項が認められませんでした。

今後とも、より一層法人運営の向上に努められるようお願いいたします。

担 当 五所川原市福祉政策課 係
電 話 0173-35-2111 (内線)
メー ル @city.goshogawara.lg.jp

(様式 2 別紙)

社会福祉法人指導監査結果一覧表

実施年月日 令和 年 月 日
法人名称
監査担当者
法人担当者

項目	現状及び問題点	指導・指摘事項

(様式3)

年 月 日

五所川原市長

(所在)
(名称及び代表者氏名)

令和8年度社会福祉法人指導監査指摘事項是正改善報告書

指摘事項	是正改善状況の内容及び実施時期等

(別表1)

令和8年度五所川原市所管社会福祉法人指導監査実施日程(予定)

項番	法人名称	所在地	監査実施年月
1	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	字幾世森 218 番地 6	令和9年 1月
2	社会福祉法人 三好厚生会	大字鶴ヶ岡字川袋 26 番地	令和8年10月
3	社会福祉法人 菘桴会	大字藻川字川袋 281 番地 58	令和8年10月
4	社会福祉法人 叶福社会	金木町芦野 363 番地 58	令和8年11月
5	社会福祉法人 智巧会	大字姥菴字桜木 424 番地 1	令和8年11月

※ この日程は計画策定時の予定であり、実際の実施日程は変更となる場合があります。